

平成 30 年 10 月 26 日（金）にプロポーザル手続きの開始を公示した、「広島市立新安佐市民病院（仮称）保険薬局設置・運営事業」の参加表明書に関する質問への回答は、次のとおりです。

質 問 事 項				回 答
No.	種別	該当箇所	質問内容	
1	実施要項	6- (1) ア	企画提案を求められる設置・運営内容のア基礎事項を充実させるためにはA・B各区画の貸与面積では不足すると思われませんが、両区画を1店舗(1事業者)で運営させるお考えは無いでしょうか。	両区画を1店舗(1事業者)で運営することは考えていません。 当機構の保険薬局設置の考え方については、実施要項の「1 事業の基本方針」のとおりです。
2		10- (1) ア 様式1-1	参加する店舗A、Bを区分せずに、AB併合による店舗構成での提案も可能でしょうか。	
3		10- (1) ア、イ	広島市税の納税義務者でない場合の「申立書」の代表者押印は代表登記印が必要ですか。	必要です。
4		10- (1) イ	提出書類に記載のある「基準日(公示日)」とは平成30年10月26日との解釈でよろしいでしょうか。	実施要項4ページ5(1)カの記載のとおりです。
5		10- (1) ウ	「保険薬局の運営実績を有することを証明するもの」とは、弊社が運営する既存薬局の開設許可証で証明可能でしょうか。 可能でない場合、具体的な提出書類をご指示いただけると幸いです。	運営する保険薬局の保険薬局指定通知書(写し)を提出してください。 なお、提出する写しは、運営する保険薬局いずれか1店舗分で構いません。
6			「基準日前3年間における保険薬局の運営実績を有することを証明するもの」とは、具体的にどのようなものを指すか。 提出書類は該当する最寄りの1店舗分でよろしいか。	
7			「基準日前3年間における保険薬局の運営実績を有することを証明するもの」とはどのような書類を示すか。	
8			「基準日前3年間における保険薬局の運営実績を有することを証明するもの」とは、指定後3年以上経過している薬局の保険薬局指定通知書の写でよろしいでしょうか。他に必要な書類がありましたらご指示ください。	

9		<p>基準日前3年間における保険薬局の運営実績を有することを証明する資料として具体的にどのような資料が適切でしょうか。例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬局開設許可証等の場合、3年以上経過している薬局の許可証でよろしいでしょうか。 ・許可証の場合、許可証は自社が運営する一部の薬局のものを添付すればよろしいでしょうか。それとも全薬局の写しが必要でしょうか。 ・もし一覧表でも良い場合、記載事項をご教示ください。 	
10	10- (1) ウ、エ、オ、カ	提出書類ウ、エ、オ、カは代表印押印又は原本証明は必要ですか。	いずれも必要ありません。
11	10- (1) オ	登記事項証明書の写は、発行日から3か月以内など、期間に制限はありますか。	登記事項証明書の写は、基準日（公示日）前3か月以内に発行されたものとしします。
12	10- (1) カ	<p>「沿革、営業実態がわかるもの」とは弊社の会社概要の提出で対応可能でしょうか。</p> <p>可能でない場合、具体的な提出書類をご指示いただけると幸いです。</p>	沿革、営業実態が記載されているものであれば構いません。
13		「沿革、営業実態がわかるもの」とは、会社パンフレット等でも良いか。	
14		「沿革、営業実態がわかるもの」は、会社パンフレットでよろしいのでしょうか。	